

(別添)

平成 19 年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果
(概要)

1 調査の目的

「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき、我が国の農産物販売農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得るとともに、調査結果に基づく所要の指導を通じて、農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全の確保を図ることを目的とする。

2 使用状況調査

(1) 調査方法

平成 19 年度は穀類、大豆、野菜及び果実の農産物販売農家 4,741 戸を対象とした。地方農政事務所等が農薬使用状況等記入簿を配布し、農家に農薬の使用状況を記帳して頂き、農産物の出荷時期に農薬使用記録簿を回収した。農薬使用記録簿に記帳された内容を基に、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の確認を行った。

(2) 調査結果 (概況) (別表 1)

調査対象とした 4,741 戸の農産物販売農家のうち 4,726 戸 (99.7 %) の農家は適正に使用していることが認められた。15 戸の農家については、以下のような延べ 16 件の不適正な使用が認められた。

①不適正な使用の主な事例

- ア 使用してはいけない作物へ誤って使用した事例 (3 件)
- イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例 (4 件)
- ウ 使用時期を誤って使用した事例 (5 件)
- エ 使用回数を誤って使用した事例 (4 件)

②不適正な使用が多く認められた作物

いちご、はくさい

(参考)

調査年度	調査農家数	農薬の 総使用回数	不適正使用 のあった 農家数	不適正使用のあった農家のうち			
				誤った作物に 使用した 農家数	誤った使用量 又は希釈倍数 で使用した 農家数	誤った時期に 使用した 農家数	誤った回数で 使用した 農家数
平成 15 年 度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)

注) ①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、米穀、小麦及び大豆も調査対象としている。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

3 農薬残留状況調査

(1) 調査方法

①試料点数

農産物販売農家数を勘案しつつ、2,087 点（穀類及び豆類（296 点）、野菜及び果実（1,791 点））の試料点数を調査対象とし、都道府県に配分した。

②試料採取方法

2 の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解を得られた農家が生産した出荷段階の農産物を調査対象試料とし、穀類及び豆類は無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

③分析方法

ア 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用が確認された農薬のうち、分析法及び精度管理等が確立した農薬を選定した。

イ 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である試験法について」（平

成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) の別添の第 2 章 (一斉試験法) 及び第 3 章 (個別試験法) に定められた試験法及び精製溶媒に一部修正を加えた試験法を用いて分析した。

④ 定量限界

各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した。(別表 3 及び 4)

⑤ 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組合せで添加回収試験を実施した。回収率は 70 % ~ 120 % の範囲であった。

(2) 調査結果 (概況) (別表 3 及び 4)

穀類及び豆類 296 点並びに野菜及び果実 1,791 点の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 1,027 点 (のべ点数) であった。

定量限界以上の農薬が検出された 1,027 点の試料のうち、1,025 点は食品衛生法に基づく残留農薬基準以下であったが、にらにおいて、トリアジメノールの残留農薬基準である 0.5 mg/kg を超過する試料が 1 点 (1 mg/kg)、みずなにおいて、トリフルラリンの残留農薬基準である 0.05 mg/kg を超過する試料が 1 点 (0.09 mg/kg) あった。

トリアジメノールについては、今回の検出量 (1 mg/kg) を含むにらを、体重 53.3 kg (国民平均体重) の人が平均的な量 (1.6 g/日) 食べた場合、0.03 µg/kg 体重/日と算出され、ADI (許容一日摂取量; 毎日一生食べ続けても健康に影響がでない量) の 0.05 mg/kg 体重/日に対して 0.06 % であることから、当該にらを一生食べ続けても健康への影響はない濃度である。トリフルラリンについては、今回の検出量 (0.09 mg/kg) を含むみずなを、体重 53.3 kg の人が平均的な量 (0.3 g/日) 食べた場合、0.0005 µg/kg 体重/日と算出され、ADI の 0.024 mg/kg 体重/日に対して 0.002 % であることから、当該みずなを一生食べ続けても健康への影響はない濃度である。

この基準値が超過したにら及びみずなについて、生産段階における農薬の使用状況等を調査したところ、農薬使用基準を遵守し適正に使用されていたことが確認された。にらについては、トリアジメホンの代謝物であるトリアジメノールのみが検出されたこと及びトリアジメノールの土壌残留はトリアジメホンより長く、作物への吸収率も高いことを考慮すると、何らかの原因で土壌に残留したトリアジメノールがにらに吸収された可能性があると考えられた。みずなについては、トリフルラリンの強い土壌吸着性をふまえると、土壌に吸着していたトリフルラリンが土壌とともに付着したことが一因と考えられた。

両成分の残留状況について平成 20 年度以降も注視していくこととしている。

4 調査結果を受けた対応

- ① 不適正な使用のあった農家に対し、地方農政事務所等及び都道府県が農薬の適正使用の徹底を図るよう指導した。
- ② 今回の調査結果を都道府県に通知するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請した。
- ③ 都道府県等において、農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 20 年度も調査を実施しており、平成 21 年度以降も本調査を継続する予定。

④その際、調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとしている。なお、調査内容は、これまでの調査結果をもとに見直しを行っている。